

環境美化週間・ごみゼロデーについてのお願い

- 1 樹木の剪定・雑草等除去（草刈り）は該当しません
少量の枝葉・雑草が出た場合は、燃やすごみとして普段の排出場所にお出してください。
- 2 不法投棄による粗大ごみは収集できません
不法投棄物を移動された方が新たな投棄者となりますので、決して移動されないようご注意ください。投棄された土地所有者の責任において処分等の手続きをお願いします。投棄された場所が公共用地の場合は担当課へお知らせください。
- 3 次のものは市では処理できませんので、自己処理をお願いします
タイヤ、バッテリー、オイル、石、砂、ガスボンベ、消火器等
- 4 収集したごみは分別をして、お使いの排出場所へお出してください
大量に出た場合は、小分けにしてお出してください。ごみ袋に、市で配布するシールを貼ってお出することで、無料で収集します。シールの受け取りにつきましては、事前に環境政策課（市役所4階）へお申し込みください。
- 5 東部・西部出張所でごみ袋等を受け取る場合
出張所では、ごみ袋等を用意していませんので、受取希望日の2営業日前までに環境政策課へご連絡ください。連絡後、ごみ袋等を環境政策課から希望の出張所に送付しますので、受取日に出張所にて環境美化活動届に記入の上、お受け取りください。
※臨時回収の申込みについては、ごみの収集場所の確認を行うため、環境政策課窓口のみといたします。
- 6 クリーン作戦の活動紹介（任意）
実施した清掃活動について、任意の形式で活動の報告書を提出していただければ、市のホームページで紹介させていただきます。
【様式】A4サイズの1枚に収めること（写真は4枚まで）
【内容】団体名、日時、参加人数、清掃場所、回収量、感想など
【方法】持参、郵送、メール可

※ホームページの形式の都合上、文章・レイアウト等は変更させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。